官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件（**金融庁**四）　一
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件（**厚生労働**八四）　一
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する件（**同**八五）　四
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（**農林水産**三四一～三五五）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**三五六）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**三七）　六
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一七～二〇）　六
○道路に関する件（**北海道開発局**一一～一三）　六
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**東京都公安委**八八）　六
〔国会事項〕
最高裁判所　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔褒　賞〕
法　務　六
〔皇室事項〕
公証人任免（法務省）　六
除籍が滅失した件（法務省告示配四四）　六
〔官庁報告〕
諸事項　六
〔公　告〕
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他
登録抹消及び証票亡失関係　七

法規的告示

○金融庁告示第四号

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき、適格寄附金受領者として金融庁長官が指定する者を次のように定め、公布の日の翌日から適用する。

令和八年三月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

（府令第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本ユニセフ協会

二　公益社団法人日本ユネスコ協会連盟

三　特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画ＷＦＰ協会

四　特定非営利活動法人国連ＵＮＨＣＲ協会

（府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者）

第二条　府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会

二　社会福祉法第百二十四条に規定する共同募金会連合会

三　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第二項に規定する都道府県緑化推進委員会

四　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第十四条に規定する国土緑化推進機構

○厚生労働省告示第八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率を次のとおり変更する。

令和八年三月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率は、千分の六（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項第一号イからホまでに掲げる事業（同号イ及びロに掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）にあっては、千分の八）とする。

○厚生労働省告示第八十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第八項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率を次のとおり変更する。

令和八年三月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率は、千分の四とする。

その他告示

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町相田字寺谷一五一の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町**久**畑字枕木一三〇の三、一三〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町**久**畑字榎ケ奥一七六から一七八まで、一七九の二、一八〇、字榎ケ谷二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇五の二、二〇六、二〇七、二〇九、二〇九の一、二一〇、二一二、二一七、二一九から二二一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎ケ奥一七八（次の図に示す部分に限る。）、字榎ケ谷二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇五の二、二一七、二一九から二二一まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐田字イノヲ一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町大河内字登尾七三の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町西谷字峠ノ谷一八四の五、一八四の一五、一八四の三二、一八四の三三、一八四の五一、一八七、一八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町東中字大早谷三七の二四、三七の四七、三七の一〇二から三七の一〇六まで、三八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市森字寺山六の一、字コヤノ谷九、字上山二六一、二六三の一、二六三の二、二六四、二六五の一から二六五の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺山六の一・字コヤノ谷九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上山二六一、二六三の一、二六三の二、二六四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町坂本字下ノ谷一四の一、一五、一六、一八から二二まで、字下タ地一一、一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ谷一四の一・一六・二〇・二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字下タ地一一、一二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町石原字向田八三二から八三四まで、八三七から八三九まで、八四二、八四三、八四四の一、八四五、八四六、字家ノ奥一六九七、一七〇四、一七〇六の一、一七〇六の二、一七〇七の一、一七〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向田八三九、八四三、八四四の一、八四五、八四六（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ奥一六九七・一七〇四・一七〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字蛇喰三二八四の一九、三二八四の二三から三二八四の二六まで、字山葵島三二九三の一、三二九三の二、三二九三の六、三二九三六〇、三四〇七、三四一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇喰三二八四の二五・字山葵島三三六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県東村山郡山辺町大字要害字熊ノ前五七四の一、五七五、五七六、字黒坂六九三、八七三、八八九、八九一の二、八九四、八九七の一、九〇一の五から九〇一の一一まで、九四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ前五七六・字黒坂八七三・八九四・九〇一の一〇・九〇一の一一・九四六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字入間字日影五六の三、一三九六の一、一三九六の二、一三九七の二、一三九七の九から一三九七の一二まで、二〇五三の一、字二重目一四〇二の一、二〇五七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影一三九六の一・一三九七の一一・一三九七の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字松兀四三四五の五、四三四六の一、四三四六の四、四三四七から四三四九まで、四三五一の一、四三五一の二、四三五二、四三五三の一、四三五三の二、四三五四、四三五五の一、四三五五の二、四三五六、四三五七、四三六〇の一、四三六一から四三六三まで、四三六三の二、四三六四から四三六八まで

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町雨畑字室草里三三二七、三三三二、三三三三、三三六四から三三六六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字室草里三三二七・三三三二・三三三三・三三六四・三三六六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十二日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県西白河郡矢吹町北浦五七番一から同県岩瀬郡鏡石町久来石六一七番一まで	前	一三・五三～二八・二〇（メートル）
	後	五二・九〇～一〇一・七六（メートル）

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県加古川市志方町野尻字西池ノ北七九六の二三、七九六の二四、字大將ケ峯八〇八の八、八〇八の五一、八〇八の五二、八〇八の六二、八〇八の六四、八〇八の七〇、八〇八の七八、八〇八の七九、八〇八の八一、八〇八の八二、八〇八の八四から八〇八の八六まで、八〇八の九〇から八〇八の九四まで、八〇八の九六、八〇八の一〇〇から八〇八の一〇二まで、八〇八の一〇五から八〇八の一〇八まで、八〇八の一一〇、八〇八の一一一、八〇八の一一三、八〇八の一一四、字間ノ山八〇九の五、八〇九の一一、八〇九の三〇、八〇九の三一、八〇九の四六から八〇九の五三まで、八〇九の五五、八〇九の五六、八〇九の六五から八〇九の七二まで、字間世坂八一〇の五六、八一〇の六〇、八一〇の六五、八一〇の七八、八一〇の八四、八一〇の八五、八一〇の九一から八一〇の九七まで、八一〇の一〇七から八一〇の一一七まで、八一〇の一二四から八一〇の一二八まで、八一〇の一三〇、八一〇の一三四、八一〇の一三五、八一〇の一三八、八一〇の一三九、八一〇の一四二から八一〇の一四四まで、八一〇の一四八から八一〇の一五〇まで、八一〇の一五二、八一〇の一五三、八一〇の一五六、八一〇の一五七、八一〇の一六〇、八一〇の一六一、八一〇の一六六から八一〇の一七九まで、八一〇の一八〇から八一〇の一八二まで、志方町細工所字廻り谷一一三一の一二〇から一一三一の一二二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○近畿地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十八号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　令和元年近畿地方整備局告示第二十一号京都都市計画道路事業三・五・十四号御陵山崎線

三　事業施行期間　自令和元年七月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第百八十一号相楽都市計画下水道事業木津川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年二月八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百四十四号阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業武庫川上流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十二日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
室蘭市港北町三丁目二九番六から同市港北町三丁目二七番一三四まで	前	一九・五八～二八・九八メートル	〇・一二九キロメートル	
	後	二二・八八～三〇・八二メートル	〇・一二九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十二日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道川上郡標茶町字塘路三二番四〇九から同町字塘路四〇一番まで	前	二七・八四～三九・九〇メートル	〇・〇七八キロメートル	
	後	二七・八四～四一・七五メートル	〇・〇七八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十二日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市本町三丁目一九番から同市五十嵐町二丁目八番一七まで	前	A　一八・〇〇～三一・五〇メートル B・C　二七・八〇～八〇・八七メートル	A　二・〇八四キロメートル B・C　一・二一七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一八・〇〇～三一・五〇メートル B・C　二七・八〇～八〇・八七メートル	A　二・〇八四キロメートル B・C　一・二一七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○東京都公安委員会告示第八十八号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年三月十二日
東京都公安委員会委員長　**廣瀬　道明**

指定暴力団
令和六年二月八日東京都公安委員会告示第五十四号に係る指定番号三〇二四一の指定暴力団（松葉会）
変更前
主たる事務所の所在地　東京都台東区西浅草二丁目九番八号
変更後
主たる事務所の所在地　茨城県鹿嶋市宮中四丁目二番十号

国会事項

衆議院

議案提出

三月十日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（伊佐進一外二名提出）
インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案
旅券法の一部を改正する法律案
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

議案受領（予備審査）

三月十日内閣から次の議案が送付された。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）
旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）
また、同日衆議院から次の議案が送付された。
令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（伊佐進一外二名提出）（衆第二号）

質問主意書提出

三月十日議員から次の質問主意書が提出された。
点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第一一号）
沖縄県名護市における米軍UH1ヘリコプターの不時着に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一二号）

国立国会図書館

お知らせ

国立国会図書館は、館内サービスシステムの導入に伴う作業及び稼働テストを実施するため、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第十六条第四項の規定に基づき、令和八年五月七日（木）に関西館、五月二十一日（木）に東京本館、関西館及び国際子ども図書館、五月二十二日（金）、二十三日（土）及び二十五日（月）に東京本館及び関西館を休館いたします。
また、同規則第五条の規定に基づき、令和八年五月二十二日（金）から二十四日（日）までの国際子ども図書館の児童書研究資料室における資料の利用に係る業務を休止し、子どものへや、世界を知るへや、調べものの部屋及び児童書ギャラリーにおける資料の利用に係る業務を一部休止いたします。

人事異動

内閣

判事　　村田　斉志

高等裁判所長官に任命する（三月九日）

（大臣官房審議官）財務事務官　細田　修一

米州開発銀行総務会第六十六回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

米州投資公社総務会第四十回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年三月二十八日までとする（三月十日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　　溝國　禎久

福岡地方裁判所判事に補する

福岡地方裁判所長を命ずる（三月八日）

○定年退官

高等裁判所長官菅野雅之は三月六日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事片山昭人は三月七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

小川　安理　浅野　榮一　西村　陽平
池田　崇　宮口　隆夫　柳瀬　雅彦
小平　雅重　佐々木　良　唐澤　惠子
石原　愛子　甘利　明　郡司　美枝
宮内　伸子　渡邉　要子　井上　隆次
岡　明子　仁木　卓　和田　秀一
岡崎　哲也　伊藤　孝子　白木　守秀
谷岡　久枝　安藤　大三　諸星　直輝
赤澤　光章　小室　正則　木村　唯人

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

中華人民共和国人　陶　英輝

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

津田　親重　橋村　逸郎　武谷　廣己
大口　尚夫　森　克彦　有賀　正治

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

白井　芳子　荒井　正昭　卜部　直明
邉見　芳弘　小林　尚美　阿部　浩
勝見　淳子　牧　寛之　中島　尚彦
大貫　稔　杉村　克治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　孝行　石川　智基　高橋　淳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

フルタ工業株式会社
株式会社安房綜合サービス
株式会社東北装美
株式会社東海リフォームサービス
株式会社島津製作所
南部環境開発株式会社
株式会社ＴＳ
広島電鉄株式会社
株式会社陵水艇友会
公益財団法人河本文教福祉振興会
株式会社テレビ熊本
田中産業株式会社
南星運輸株式会社
鈴鹿貨物株式会社
株式会社明和不動産
ＥＣＬエージェンシー株式会社
株式会社トリドールホールディングス
一般社団法人ＳＣＩホールディングス
株式会社幸成建設
丸一鋼管株式会社
ユニ・チャーム株式会社
株式会社社会調査研究センター
株式会社東邦
いちご地所株式会社
株式会社つくばエッサ
株式会社建設システム
萩原工業株式会社
医療法人社団直悠会
株式会社Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス
株式会社新日本科学
オカネツ工業株式会社
三菱電機株式会社
株式会社うりぼう
株式会社河吾
第一生命保険株式会社
味の素株式会社
トランス・コスモス株式会社
三菱オートリース株式会社
株式会社野村総合研究所
加藤産業株式会社
株式会社三明
株式会社デンデン
太平洋セメント株式会社
龍振鉱業株式会社
株式会社タケエイ
株式会社フロンティアの介護
滋賀特機株式会社
株式会社プロシップ
株式会社フルタイムシステム
カツデン株式会社
双輝汽船株式会社
株式会社ユキ
岐阜電力株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

エア・ウォーター東日本株式会社

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける

株式会社深松組

褒章条例第二条により褒状四枚を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年二月二十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故大谷なほみ遺族　平田　初子
故堤政夫遺族　堤　成子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

認証官任命式

三月九日午後七時、宮中において、高等裁判所長官村田斉志の認証官任命式が行われた。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人新倉英樹は願により公証人を免ぜられた。

菱沼洋は公証人に任命され、東京法務局所属公証人新倉英樹の後任を命ぜられた。（以上三月二日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

福島県いわき市泉町下川字大剣１番地97**いわき神楽山復興エナジー合同会社**の工場財団に福島県いわき市川前町下桶売字志田名174番地68神楽山風力発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年３月12日

福島地方法務局いわき支局

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年三月十二日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六三七八	八、一、一六	川﨑　貴浩
六三七九	八、一、一六	小出　和正
六三八〇	八、一、一六	福地万太郎
六三八一	八、一、一六	田村　誠司
六三八二	八、一、一六	小ケ内聡行
六三八三	八、一、一六	栁原　翼
六三八四	八、一、一六	小田　和典
六三八五	八、一、一六	最上　治
六三八六	八、一、一六	**榊**原　智秋
六三八七	八、一、三〇	大野　暉

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年三月十二日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四六八	水島　宗祐	七、四、三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
八六四	髙栁　清	七、九、二九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一五〇五	佐藤　俊生	七、一〇、四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六三六	森田　榮治	七、三、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六四二	渡辺　祐吉	七、七、一四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一九二三	遠山　秀幸	七、一〇、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三一三八	立石　利一	七、七、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三三四三	菅川　光彦	七、六、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年三月十二日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五二六四	森本　倫光	六五〇九	七、一一、三〇

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県会津若松市本町９番13号
清算株式会社　株式会社ＬＬＺ
代表清算人　宮崎　禮二
1　決定年月日　令和８年２月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所会津若松支部

令和８年（ヒ）第２００５号
東京都千代田区神田淡路町１丁目19番地白須ビル１Ｆ
清算株式会社　株式会社大江戸商事
代表清算人　高澤　俊幸
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社ＡＳＭ管理
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　明日香食品株式会社
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社モンマルシェ商事
代表清算人　中村　知世
1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第４号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目６番10号
清算株式会社　株式会社エイチワイ
代表清算人　大西　　卓
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０号
栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社　株式会社宇塚
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０６５号
東京都港区虎ノ門３―11―９シュミット虎ノ門ビル５Ｆ
清算株式会社　株式会社Ａ管財
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９３号
東京都杉並区荻窪４丁目30番16号
清算株式会社　株式会社Ｅｖｏｌｖｉｎｇ　Ｇ
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
新潟県佐渡市北狄1561番地
清算株式会社　株式会社Ａｃｒｏｓｓ　Ｔｈｅ　Ｓｅａ
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所佐渡支部

令和７年（ヒ）第１００２号
長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　株式会社ＭＪ
代表清算人　森川　潤一
1　決定年月日　令和８年２月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１０１１号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦２番地
清算株式会社　ＭＲＥ株式会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３００７号
大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12
清算株式会社　株式会社プロコン
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３００８号
大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12
清算株式会社　スカーレット株式会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第８号
奈良県橿原市新賀町139番地の１
清算株式会社　株式会社ＫＪ整理会社
1　決定年月日　令和８年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

令和７年（ヒ）第１０３号
鹿児島市平之町10番15号　グランフォーレ高見馬場1102
清算株式会社　株式会社薩摩製作所
代表清算人　篠原　秀嗣
1　決定年月日　令和８年３月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字石渡字田浦61番地２
清算株式会社　株式会社長慶
代表清算人　寺本　收宏
1　決定年月日　令和８年３月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
1　定義
本協定における一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権以外のものをいう。
2　利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済基準債権額
本協定に基づく弁済額算定にあたり、基準となる債権額は、特別清算開始決定日を基準日とし、同日現在における元本及び利息・遅延損害金（利息・遅延損害金は基準日の前日までの分とする）の合計額とする。
4　弁済
⑴　協定債権者株式会社青和は、一般債権者としての弁済は受領しない。
⑵　清算株式会社は、協定債権者株式会社青和を除く各一般債権者に対し、担保権付債権者の担保権によって弁済されない残額が確定した日（令和８年11月30日時点で残額が確定しない場合には同日とする）から２か月以内に、同時点において換価処分が終了した資産の換価代金から必要な経費を控除した残額を、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。
⑶　この弁済は、各一般債権者の指定する金融機関の口座に送金する方法により実施する。送金手数料は清算株式会社の負担とする。
5　免除
⑴　協定債権者株式会社青和は、清算株式会社に対し、担保権によって弁済されない残額について、その債務を免除する。
⑵　協定債権者株式会社青和を除く各一般債権者は、第４項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各弁済基準債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

６　追加弁済
第４項記載の弁済の終了後、換価できた資産がある場合、清算株式会社は、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第４項⑵記載の各一般債権者に対し、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
７　残余財産
その他、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第４項⑵記載の各一般債権者に対し、各弁済基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般債権者が第５項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第２　担保付債権
１　不足額の取扱
清算株式会社は、協定債権者株式会社青和を除く担保権付債権者に対しては、担保権によって弁済されない残額について、一般債権の例によって弁済する。
ただし、令和８年11月30日現在において、担保権によって弁済されない残額が確定しない債権については、一般債権としての弁済から除斥する。
この場合、担保付債権者は、担保権によって弁済されない残額が確定した時点において、その残額について、清算株式会社に対し、債務を免除する。

青森地方裁判所弘前支部

令和７年（ヒ）第２３号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4627番地２
清算株式会社　株式会社やまみず
代表清算人　若林　定之
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
⑴　本協定において、別紙１の表に記載の債権者を金融債権者とする。
⑵　本協定において、別紙２の表に記載の債権者を個人債権者とする。
⑶　本協定において、別紙３の表に記載の債権者を会員債権者とする。
⑷　本協定において、前３号記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の弁済
⑴　清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定の認可が確定した日から３か月以内に、別紙１のとおり弁済する。
⑵　清算株式会社は、個人債権者に対し、本協定の認可が確定した日から３か月以内に、別紙２のとおり弁済する。
⑶　清算株式会社は、会員債権者に対し、本協定の認可が確定した日から３か月以内に、会員権１口につき、各会員債権者の入会年度に従い、別紙３のとおり弁済する。
⑷　清算株式会社は、前３号の弁済の合計金額を超過する弁済原資を有する場合には、当該超過額を各協定債権者の元本債権額に応じて按分し、前３号の支払い金額に加算して各協定債権者に弁済する。
３　協定債権の免除
各協定債権者は、前項各号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）から各弁済額を控除した金額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
⑴　第２項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てるものとする。
⑵　前号の場合において、弁済額が1000円未満となる債権者は、弁済の対象者から除外する。
⑶　第１号の場合、第３項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）

以上

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２０８８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　富士メタル株式会社
代表清算人　金刺　孝司
１　決定年月日　令和８年３月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、富士メタル株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　山室繊維株式会社
代表清算人　高橋　国臣
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、山室繊維株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３の１にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
一般債権の弁済は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北洋銀行、北海道信用保証協会、北見信用金庫、株式会社北陸銀行、旭川信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫に対し、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、第２の２⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。なお、第２の２⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
第２の２⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北洋銀行、北海道信用保証協会、北見信用金庫、株式会社北陸銀行、旭川信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫に対して、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２の２⑵による免除の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、別紙協定債権額一覧表記載のうち、高橋国臣が有する債権をいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１１号
香川県高松市川島本町420番地２
清算株式会社　株式会社多田会館
代表清算人　多田　敏恭
１　決定年月日　令和８年３月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
高松地方裁判所民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲及び乙の社員総会の承認決議は令和七年九月一日に終了し、令和八年三月一日付で北海道知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十二日

北海道北見市北三条西四丁目二番地

（甲）医療法人社団桜会

理事長　新谷　正子

北海道網走市南六条東一丁目七番地

（乙）医療法人社団網走中央病院

理事長　新谷　幸義

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ヨウザン（住所群馬県前橋市平和町一丁目四番一〇号）に対して、当社の資産管理部門に関する事業の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月四日

掲載頁　三頁

令和八年三月十二日

群馬県前橋市平和町一丁目四番一〇号

株式会社ヨウザン

代表取締役　腰髙美和子

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するオーアンドオー株式会社（住所東京都墨田区亀沢四丁目一二番三号）に対して当社の資産運用管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十二日

東京都中央区銀座八丁目六番一八号

有限会社オー・アンド・オー

取締役　大辻　孝司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社オープンザスタックスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十二日

東京都世田谷区玉堤一丁目一一番七号一〇二

合同会社クーベルチュール

代表社員　武智　則之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十二日

広島市西区草津新町一丁目二一番三五号

合同会社ソリアス

代表社員　横田　将郁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年三月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十二日

北海道網走市南五条東五丁目五番地

有限会社双葉不動産

取締役　東出　隆蔵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三〇五七万四三九三円減少しその全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/237240/announces

令和八年三月十二日

青森市青葉三丁目一番地八

株式会社ＥＸｏｎｅ

代表取締役　中村　剣太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十二日

神奈川県横浜市港北区高田東一丁目二八番二号

柏倉建設株式会社

代表取締役　柏倉　輝司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十二日

神奈川県横浜市港北区高田東一丁目二八番二号

柏倉工業株式会社

代表取締役　柏倉さわ子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十二日

長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬八〇〇番地一

株式会社菊池金型

代表取締役　菊池　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月十二日

名古屋市中区新栄二丁目一三番一〇号

株式会社キュー

代表取締役　橋野　哲也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一二頁（号外第一〇五号）

令和八年三月十二日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｈａｋｕｂａ　Ｍｉｒａｉ特定目的会社

取締役　若山　宗士

債権申出の公告（第三回）

当組合は、令和八年一月二十日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当組合の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

富山県小矢部市赤倉九六

いなば農業協同組合

確定給付企業年金清算人　畑　　秀和

訂正公告

令和八年二月二十四日（号外第三十七号）掲載の左記会社に係る「吸収分割公告」について、誤りにつき、分割事業のうち「太陽光発電事業」を削除いたします。

令和八年三月十二日

岩手県奥州市水沢佐倉河字後樋四一番地一

（甲）株式会社ジュリアン・ホールディングス　代表取締役　木村　忠弘

岩手県奥州市水沢佐倉河字後樋四一番地一

（乙）株式会社ジュリアン

代表取締役　木村　忠弘

訂正公告

令和四年九月二十二日（号外第二〇三号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、「出版事業に関する権利義務を承継し」とあるは、「出版物に関する企画、イベント等の事業に関する権利義務を承継し」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十二日

東京都練馬区豊玉北五―二五―六

（甲）株式会社Ｓｔａｃｋ―Ｕｐ

代表取締役　後尾　和男

東京都港区高輪四丁目八番一一号

（乙）株式会社玄文社

代表取締役　新関　一成

訂正公告

令和八年三月二日（号外第四十二号）掲載の（甲）株式会社フラワーロジテムと（乙）株式会社プランツパートナーズに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の住所中「新和町」とあるは「親和町」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十二日

扱　　店

訂正公告

令和八年三月二日（号外第四十二号）掲載のパラテクノ株式会社に係る「資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告」中、払戻しの申出期間に「令和８年５月28日（㊍）17時00分」とあるは「令和８年５月29日（㊎）17時00分」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十二日

扱　　店

取消公告

令和七年十一月二十一日掲載の合併公告は取消します。

令和八年三月十二日

茨城県水戸市泉町二丁目三番二号

（甲）株式会社伊勢甚本社

代表取締役　綿引　甚介

茨城県水戸市泉町三丁目一番二八号

（乙）ヴィオス株式会社

代表取締役　綿引　甚介